

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の新設について

1 規則の新設理由

鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例の一部が改正され、同条例が平成22年7月8日限り、その効力を失うこととされたことに伴い、関係する規則について所要の改正等を行う。

2 規則の概要

(1) 次の規則中鳥取県日野郡民行政参画推進会議に係る規定を削除する。

ア 鳥取県行政組織規則

イ 鳥取県事務処理権限規則

(2) 鳥取県日野郡民行政参画推進会議の委員の公募及び抽選に関する規則を廃止する。

(3) 施行期日は、平成22年7月9日とする。

鳥取県立公文書館管理規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県立公文書館の設置及び管理に関する条例の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 公文書等の種別に応じた利用の方法について定める。

(2) 公文書等の利用に係る申込書の様式を定める。

(3) 写しの交付に要する費用の額は、鳥取県情報公開条例施行規則の規定の例により算定した額とする。

(4) 公文書館においてしてはならない行為は、次のとおりとする。

ア 館内で喫煙し、又は飲食すること。

イ 館長の承諾を得ないで閲覧室へ荷物を持ち込むこと。

ウ 寄附の勧誘をし、又は署名活動を行うこと。

エ 物品の販売を行うこと。

オ その他館長が定める行為

(5) 開館時間等の規定を条例で定めることとすること等に伴う所要の規定の整備を行う。

(6) 施行期日は、鳥取県立公文書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行の日とする。